

【国際的組織再編等課税問題検討会 報告書】

外国における組織再編成に係る 我が国租税法上の取扱いについて

平成24年4月9日

国際的組織再編等課税問題検討会
公益社団法人 日本租税研究協会

* 本報告書は、公益社団法人日本租税研究協会 国際的組織再編等課税問題検討会 専門部会（専門部会の構成は末尾〔別添1〕参照）により作成されたものであり、平成24年4月9日 国際組織再編等課税問題検討会（検討会の構成は末尾〔別添2〕参照）において了承されたものである。

（目 次）

I 総 論

外国における組織再編成に係る我が国租税法上の 取扱いについて……………	2
--	---

II 国別事例

1 米 国	
1-1 米国の会社法に基づく合併……………	6
1-2 米国の会社法に基づく逆三角合併……………	9
1-3 米国の分割……………	13
2 英 国	英国の合併類似再編行為（事業譲渡+清算）…17
3 ド イ ツ	ドイツの会社法に基づく合併……………20
4 フ ラ ン ス	フランスの会社法に基づく合併……………22
5 カ ナ ダ	カナダの会社法に基づく Amalgamation ……24
6 シンガポール	シンガポールの会社法に基づく合併……………27

I 総論

外国における組織再編成に係る我が国租税法上の取扱いについて

近年、本邦法人の外国子会社が外国において組織再編成を行う事例が増加しつつある。このような組織再編成が行われた場合、株主である本邦法人に係る我が国における課税関係を検討するためには、我が国の租税法上、外国法を準拠法として行われる組織再編成を、我が国における組織再編成と同様に取り扱ってよいのかどうか、すなわち、外国法を準拠法として行われた組織再編成がどのような要素等を備えた場合に我が国の租税法上の組織再編成、つまり「合併」等に該当すると判断されるのか、という問題に関する考え方を整理しておく必要がある。

基本的な考え方としては、外国における組織再編成が、我が国における組織再編成の本質的要素と同じ要素を備えるものであれば、我が国における組織再編成の場合と同様の取扱いとすべきであろう。

そこで、本ペーパーは、我が国租税法上の組織再編成の該当性判断についての基本的な考え方を整理することとしたものである。

* 本ペーパーの留意点

- 1 組織再編成において「資産を移転する側」あるいは「支配株式を取得される側」の会社を T 社 (Target の意)、資産又は支配株式を取得する側を A 社 (Acquirer の意) と表記する。
- 2 国と国をまたぐ企業間の組織再編成 (異なる国に所在する企業間の合併等) については、検討の対象としていない。
- 3 組織再編成の該当性判断は、個人株主であっても何ら異なるものではない。
- 4 外国における組織再編成が適格組織再編成に該当するかどうかについては、別途、個別事例に即して判断する必要がある。

1. 合併

- (1) T社の権利義務の全部が、A社（存続会社又は新設会社）に、会社法等の法令の規定により、（個々の権利義務の移転行為を要せず）包括承継されること。
- (2) T社は、同じく会社法等の法令の規定により、清算手続を経ることなく、自動的に解散し、消滅すること。

<コメント>

- 我が国における合併を法的側面からみると、その本質的要素は、上記のように、①法令上当然に（by operation of law）T社の権利義務がA社に包括承継されること及び②T社が自動的に解散・消滅することであると考えられる。ちなみに、米国財務省規則も、A型組織再編成（制定法上の合併）について、基本的にそのような定義を採用している¹。
- しかしながら、我が国と同様の合併法制を有する国は別として、合併法制に少なからぬ違いがある国や、そもそも合併法制が存在しない国もある。

そこで、各国の法制の相違や法概念の多様性に鑑み、このような国における組織再編成が我が国の租税法上の「合併」に該当するか否かの判断に当たっては、法形式のみならず当事者の意図や実態も重視し、原則として、以下の要素を基準にして柔軟に判断するのが適当ではないかと考えられる。

- ① T社の資産及び負債の全部が移転すること。
- ② T社は資産及び負債の全部の移転後速やかに解散すること。
- ③ A社株式がT社株主に交付されること。

(注) A社株式がT社株主に交付されないことについて特別な事情がある場合には、この限りでない。

* 合併の対価は必ずしも株式に限られないが、金銭等が交付された場合には、非適格の合併となることから、A社株式の交付がある場合に限定することとした。

- ④ 当事者間の契約のみならず、上記①から③について、裁判所の許可等、当事者以外の機関による一定の法的手続を経て行われること。

(注) 上記の法的手続は、当該国の公的機関によるものとするのが望ましいと考えられるが、上記①から③を一体として行う計画があることを前提として行われる株主総会の決議をもってこれに代わる手続とすることも可能とすべきであろう。

¹ Treasury Regulation.Sec.1.368-2(b)(1)(ii)

2. 分割

- (1) T社の事業に関して有する権利義務の全部又は一部が、A社（既存会社又は新設会社）に、会社法等の法令の規定により、（個々の権利義務の移転行為を要せず）包括承継されること。
- (2) T社は、別途解散・清算の取手が取られない限り、自動的に消滅しないこと。

<コメント>

- 我が国の会社法上の分割法制は、「法令上当然に権利義務の移転が生じる包括承継」を重要な要素としていると考えられる。したがって、上記(1)が「分割」の本質的要素の一つとなる。
- 上記(2)の「T社存続」の要件は、分割であっても、権利義務の全部を分割対象とする場合もあり得るため（いわゆる抜け殻方式の持株会社設立など）、合併と分割を概念的に区別するためには、必要な要件であると考えられる。
- 分割法制についても、合併法制の場合と同様に、各国の法制が区々であることを考えると、我が国のような分割法制を有しない国における組織再編成が我が国の租税法上の分割に該当するか否かの判断に当たっては、法形式のみならず当事者の意図や実態も重視し、原則として、以下の要素を基準にして柔軟に判断するのが適当ではないかと考えられる。なお、外国における分社型分割については、我が国における株主（本邦法人）サイドの課税問題が生じないので、ここでは分割型分割についてのみ検討している。

- ① T社の資産及び負債の全部又は一部が移転すること。
- ② T社は資産及び負債の移転後も存続すること。
- ③ T社は資産及び負債の移転の対価としてA社株式の交付を受け、当該A社株式のすべてを、直ちにT社株主に交付すること。

(注) A社株式がT社株主に交付されないことについて特別な事情がある場合には、この限りでない。

* A社株式の交付がある場合に限定している理由は、上記の「1. 合併」の場合と同じである。

- ④ 当事者間の契約のみならず、上記①から③について、裁判所の許可等、当事者以外の機関による一定の法的手続きを経て行われること。

(注) 上記の法的手続きは、当該国の公的機関によるものとするのが望ましいと考えられるが、上記①から③を一体として行う計画があることを前提として行われる株主総会の決議をもってこれに代わる手続とすることも可能とすべきであろう。

3. 株式交換

- (1) T社株主が保有するT社株式が、①（個々の株主の同意を得ることなく）強制的に、かつ、②T社を介することなく、A社株式に交換されること。
- (2) (1)によりA社がT社の発行済株式の100%を有することになること。
- (3) (1)が1回の組織再編行為として行われること。

<コメント>

- 株式交換制度の特徴は、「株式の強制交換による100%子会社化の達成」という点にあることには特段異論がないと考えられ、租税法の関連規定も100%の資本関係の成立を前提とした規定となっていることから、上記(1)及び(2)を株式交換の本質的要素として組み入れるべきであろう。
- 実務で行われている「公開買付け（TOB）による相当数（70～90%程度）の株式取得+全部取得条項付種類株式を利用したスクイーズアウト」については、我が国の税務上は、かかるスキームと「株式交換」とは区別した取扱いがなされている。そこで、これらを峻別するため、(3)のような「1回の組織再編行為として行われること」との要件を付加することが適当と考えられる。

《複合的な組織再編成についての整理》

上記の1から3までの合併、分割及び株式交換は、A社及びT社（合併、分割型分割及び株式交換にあっては、さらにT社株主）といった当事者によって構成される。しかしながら、外国には様々な形態の組織再編成があると考えられ、例えば、一の組織再編成において、これらの各当事者（A社、T社、T社株主）とそれ以外の当事者とが存在する可能性がある。このような組織再編成については、基本的には、合併、分割及び株式交換と、他の組織再編成や自己株式の取得などの法律行為とが複合的に組み合わせられたものとして整理するのが適当であると考えられる。

Ⅱ 国別事例

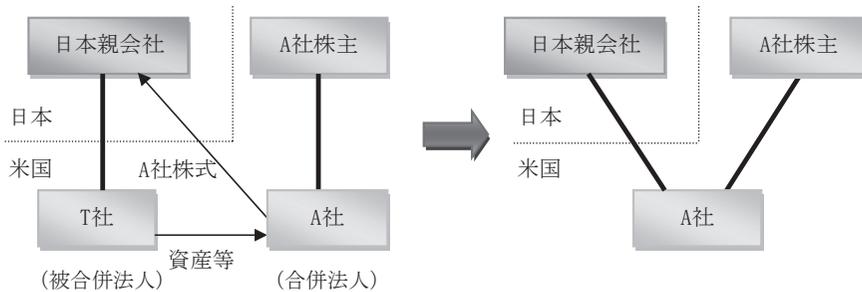
1 米 国

1-1 米国の会社法に基づく合併

【事例】

日本親会社は、米国デラウェア州の会社法に基づき、デラウェア州の子会社 T 社を被合併法人、デラウェア州の法人 A 社を合併法人とする吸収合併により、A 社株式の交付を受ける。

(図)



* 米国連邦税法上の課税繰延べ

米国連邦税法上、被合併法人及び株主等において一定の課税繰延要件を充足する場合には、課税が生じない。

【論点】

米国デラウェア州の会社法に基づく合併を、日本の租税法上の合併として取り扱うことができるか。

【検討】**(1) 本事例の合併に関する法的要素**

米国デラウェア州の会社法に基づく合併は、2つ以上の会社が吸収合併又は新設合併のいずれかにより1つの会社に合一する行為をいい、合併契約を締結し、承認されることにより成立するものとされる²。本事例の合併に関する主な法的要素は以下のとおりである。

- ① 被合併法人 T 社がその資産、負債、権利及び義務を合併法人 A 社に包括承継し、これに伴い被合併法人 T 社は、清算手続を経ることなく自動的に消滅する。
- ② 被合併法人 T 社株主である日本親会社には（強制的に）その保有する被合併法人 T 社株式に代えて、合併法人 A 社株式又は金銭その他の資産が合併対価として交付される。

(2) 日本の租税法上の取扱い

米国デラウェア州には合併法制が存在することから、「I 総論」で述べているとおり、米国デラウェア州の会社法に基づく合併が日本における合併の本質的要素である以下の①及び②と同じ要素を備えているか否かがポイントとなる。

- ① T 社の権利義務の全部が、A 社（存続会社又は新設会社）に、会社法等の法令の規定により、（個々の権利義務の移転行為を要せず）包括承継されること。
- ② T 社は、同じく会社法等の法令の規定により、清算手続を経ることなく、自動的に解散し、消滅すること。

上記(1)で述べたとおり、米国デラウェア州の会社法に基づく合併は、被合併法人の資産及び負債のすべてが合併法人に包括承継されること、被合併法人が清算手続を経ることなく自動的に消滅することから、上記①及び②と同じ要素を備えていると言える。

【結論】

米国デラウェア州の会社法に基づく合併は、日本の租税法上の合併として取り扱うのが適当と考えられる。

² Delaware General Corporation Law（以下「DGCL」という。）Sec.251

(参考) 米国連邦税法上の A 型再編 (会社法に基づく合併) の定義

米国連邦税法上の A 型再編³は、会社法に基づく合併で、米国財務省規則は次のように定義している。合併とは、法律の効力に基づき、次の効果が生じる取引をいう⁴。

- ① 被合併法人の資産・負債が合併法人に包括的に承継されること
- ② 会社法の効力に基づき被合併法人が消滅すること

なお、被合併法人が会社法の効果に基づき消滅することから、被合併法人の株主は被合併法人の株式と合併対価 (合併法人の株式や現金等の資産) の交換を強制させられるものと考えられる。

米国デラウェア州の会社法に基づく合併はこれらを満たすことから、A 型再編に該当するものと考えられる。

³ Internal Revenue Code Sec.368(a)(1)(A)

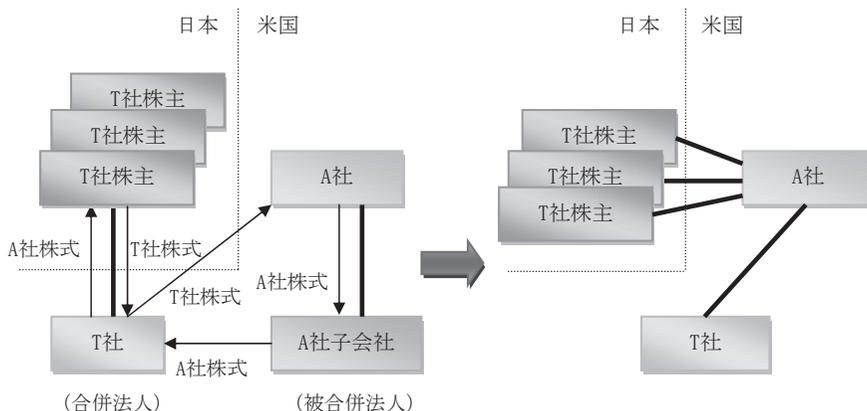
⁴ Treasury Regulation.Sec.1.368- 2 (b)(1)(ii)

1-2 米国の会社法に基づく逆三角合併

【事例】

日本法人である T 社株主は、米国デラウェア州の会社法に基づき、デラウェア州法人である T 社を合併法人、デラウェア州法人である A 社の100%子会社であるデラウェア州法人である A 社子会社を被合併法人とする逆三角合併により、A 社議決権付株式（以下において「A 社株式」という）の交付を受ける。

(図)



《事例の逆三角合併の手順》

事例の逆三角合併の手順は次のとおりである。

(1) 現物出資

買取法人 A 社は A 社株式を現物出資し、A 社子会社を設立する⁵。

(2) 狭義の逆三角合併

- ① 被合併法人 A 社子会社が、その資産、負債、権利及び義務を合併法人 T 社に包括承継し、これに伴い A 社子会社は、清算手続を経ることなく自動的に消滅する⁶。
- ② 組織再編計画及び適用される会社法の規定に基づき、A 社が有する A 社子会社株式は T 社株式に転換され、同時に T 社株主が保有する T 社株式は、A 社子会社を吸収合併したときに T 社が取得した A 社株式と交換される⁷。その結果、A 社は T 社株主から A 社株式と引換えに T 社株式95%以上を取得する。

⁵ DGCL Sec. 152

⁶ DGCL Sec. 251

⁷ DGCL Sec. 251 (b)(5)

(注) 本手順は下記の Revenue Ruling 67-448に即したものとなっている。なお、本手順と異なる手順により行われる逆三角合併については後述

《 Revenue Ruling 67-448における逆三角合併の手順》

Revenue Ruling 67-448（以下において「本件ルーリング」という）においては、事例の組織再編成等と同様に、逆三角合併の手順として、次の①から④までのとおり、A社株式がA社→A社子会社→T社→T社株主と移転することを前提に説明されている。この手順は、デラウェア州会社法上取り得るものであることが確認されている。

- ① 現物出資：A社がA社株式を拠出して特定目的法人（Merger Sub）A社子会社を設立する⁸（A社→A社子会社）。
- ② 合併：T社を合併法人、A社子会社を被合併法人として合併し、A社株式がT社に移転する（A社子会社→T社）。
- ③ 合併：②の合併によりA社子会社は自動的に清算し、T社はT社株式をA社に交付する（T社→A社）。
- ④ 自己株式の取得：T社は合併で受け入れたA社株式をT社株主に分配し、自己株式を取得する（T社→T社株主）。

* 米国連邦税法上の課税繰延べ

米国連邦税法上の逆三角合併⁹は、一定の課税繰延要件を充足する場合には、課税が生じない。

【論点】

米国デラウェア州の会社法に基づく本逆三角合併を、日本の租税法上の合併又は株式交換として取り扱うことができるか。

【検討】

(1) 本逆三角合併の日本の租税法上の取扱い

米国デラウェア州の会社法に基づく本逆三角合併は、「I 総論」で述べているとおり、日本における合併又は株式交換の本質的要素、すなわち、合併であれば以下の①及び②、株式交換であれば以下の③から⑤までと同じ要素を備えているか否かがポイントとなる。

⁸ 税法上は必ずしも新設法人である必要はなく事業を行っている支配要件を満たした既存子会社でも可

⁹ IRC Sec. 368(a)(2)(E)

<合併>

- ① 消滅会社である A 社子会社の権利義務の全部が、T 社（存続会社又は新設会社）に、会社法等の法令の規定により、（個々の権利義務の移転行為を要せず）包括承継されること。
- ② A 社子会社は、同じく会社法等の法令の規定により、清算手続を経ることなく、自動的に消滅すること。

<株式交換>

- ③ T 社株主が保有する T 社株式が、(i)（個々の株主の同意を得ることなく）強制的に、かつ、(ii) T 社を介することなく、A 社株式に交換されること。
- ④ ③により、A 社が、T 社の発行済株式の100%を有することになること。
- ⑤ ③が1回の組織再編行為として行われること。

上記の《事例の逆三角合併の手順》で述べたとおり、米国デラウェア州の会社法に基づく合併は、被合併法人の資産及び負債のすべてが合併法人に包括承継されること、被合併法人が清算手続を経ることなく自動的に消滅することから、上記①及び②と同じ要素を備えていると言える。

他方、株式交換は、上記の《事例の逆三角合併の手順》の(2)②の記載にあるように、本逆三角合併では T 社株式が T 社を介して A 社株式に交換されていることから、上記③ ii の要件にあてはまらない。したがって、我が国租税法上の株式交換とみることは難しい。

(2) 複合的な組織再編成としての整理

本逆三角合併には、合併の場合に想定される当事者（合併法人である T 社、被合併法人である A 社子会社、被合併法人の株主である A 社）以外の当事者（合併法人の株主である T 社株主）が存在していることから、本逆三角合併は、合併とその他の取引・行為とが複合的に組み合わせられたものと理解するのが適当であり、本逆三角合併の法的要素と A 社株式の移転の仕方から判断するならば、次の①合併と②自己株式の取得行為から成る、と整理するのが妥当ではないかと考えられる。

- ① T 社と A 社子会社の合併（T 社が合併を通じて A 社株式を取得）
- ② T 社による自己株式の取得（T 社が A 社株式を取得の対価とし T 社株主に交付）

なお、本逆三角合併を、次の①三角株式交換と②合併とに分けて考えることについては、①の三角株式交換は、株式交換そのものの本質的要素を備えていないだけでなく、

A 社子会社と T 社との間に株式交換があったものと擬制せざるを得ない、といった難点があり、否定的にならざるを得ない。

- ① A 社子会社を株式交換完全親法人、T 社を株式交換完全子法人とする三角株式交換（A 社子会社が A 社株式を T 社株主に交付）
- ② T 社を合併法人、A 社子会社を被合併法人とする合併

【結論】

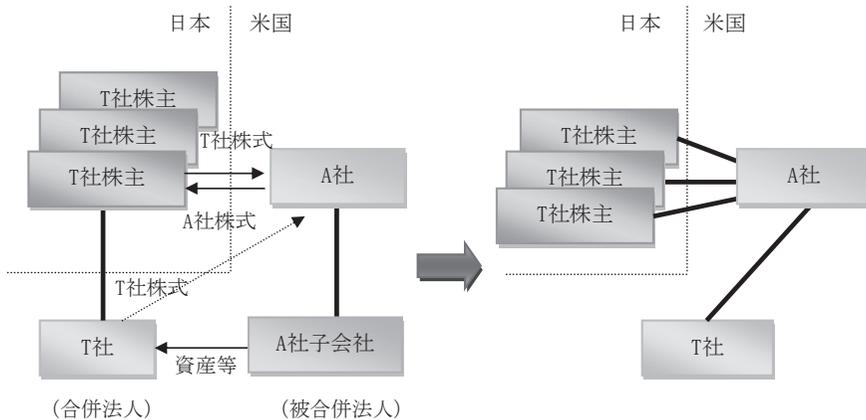
米国デラウェア州の会社法に基づく本逆三角合併は、① A 社子会社と T 社の合併と、② T 社による自己株式の取得とが行われたものとして取り扱うのが適当と考えられる。

（参考）本事例と異なる手順により行われる逆三角合併の取扱い

米国における実務では、本事例で示した手順によるのではなく、A 社が A 社子会社と T 社の合併契約の当事者に加わり、合併の効力発生を条件として T 社株式は A 社株式を受領する権利に転換されること、A 社は A 社株式を T 社株主に対して直接発行することを合併契約書に定める方法（この方法を「変形型逆三角合併」という。下図参照）によって行うのが一般的であるとも言われている。

この変形型逆三角合併については、① A 社子会社と T 社の合併と、② T 社株主による株式の譲渡（譲渡対価は A 社株式。本事例の逆三角合併の場合とは異なり、T 社と T 社株主との間の取引において T 社の純資産額が増減することはないので、みなし配当の問題は生じない。）とが行われたものとして取り扱うのが適当と考えられる。

（図）

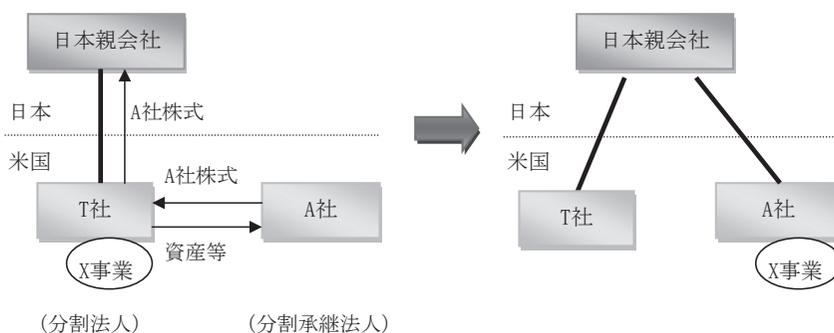


1-3 米国の分割

【事例】

日本親会社は、米国子会社 T 社を分割法人、米国法人 A 社を分割承継法人とする新設分割により、分割対象事業の対価として T 社が取得した A 社株式について直ちに交付を受ける。

(図)



* 米国連邦税法上の課税繰延べ

米国連邦税法上、分割法人及び分割法人の株主等において一定の課税繰延要件を充足する場合には、課税が生じない。

【論点】

米国子会社 T 社を分割法人、米国法人 A 社を分割承継法人とする分割により分割対象事業の対価として T 社が取得した A 社株式の交付を受けた場合、日本の租税法上の分割型分割として取り扱うことができるか。

【検討】

(1) 本分割に関する法的効果

米国においては、一般的に分割というと、(1)分割法人で行っている分割対象事業を分割承継法人（新設又は既存）の株式を対価に移管し、当該分割承継法人株式を分割法人の株主に分配するケースと、(2)分割対象事業が既に被支配法人で行われており、分割対象事業の被支配法人への移管という行為を伴わずして、被支配法人の株式を分割法人の株主へ分配するケースがある。このうち、後者は、株式の分配であることから、前者を

前提として検討を行う。

① 分割の法的効果

分割法人が分割対象事業を被支配法人（新設・既存）に移転（譲渡）する場合には、通常、個々の資産・負債を個別に移転することになる。すなわち、権利・義務の包括承継が行われないという点で日本の分割とは異なる。

② 分割の種類

米国においていわゆる分割といわれるものには、以下の3つの種類がある。

イ スピン・オフ

分割法人が、子法人に分割対象事業を移管し、その対価として分割承継法人（新設又は既存）の株式を取得し、分割法人の株主から自己株式を取得することなく、分割承継法人の株式を分配する¹⁰。

ロ スプリット・オフ

分割法人が、子法人に分割対象事業を移管し、その対価として分割承継法人（新設又は既存）の株式を取得し、分割法人の株主から自己株式との交換で分割承継法人の株式を分配する¹¹。

ハ スプリット・アップ

分割法人が、複数の新設法人に事業の全てを移管し、その対価として取得した分割承継法人の株式を分割法人の株主に残余財産の分配として交付した後、消滅する。

③ 本事例の組織再編成

本事例の新設分割は、分割後も T 社が存続していることから、スピン・オフ又はスプリット・オフのいずれかということになる。

¹⁰ 米国法人 A 社が株主に対し1株につき同社がスピン・オフにより分社化した米国法人 B 社及び C 社の株式をそれぞれ0.25株ずつ割り当てた場合において、源泉徴収義務を負う X 証券会社が、A 社株主に対する配当所得として課税の対象になるものとして源泉所得税等の支払が求められた判例がある（東京地裁平成21年11月12日判決）。この判決において、当該スピン・オフは米国税法上非課税とされているが、我が国の税法の解釈について特段の影響を及ぼすものとはいえないとされている。

¹¹ 例えばスプリット・オフによるノンプロラタの分配を行うことにより、特定の事業を特定の株主に分配することが可能となる。A 事業、B 事業を行っている A 法人（分割法人）が株主 X 及び株主 Y によって50：50で保有されていると仮定。B 事業を B 法人（分割承継法人）に移管し、当該 B 法人株式を株主 Y が保有する A 法人株式のすべてと交換に分配する。その結果、株主 X は A 法人の100%株主となり、株主 Y は B 法人の100%株主となり、株主 X は A 事業のみを保有し、株主 Y は B 事業のみを取得することになる。

(2) 日本の租税法上の取扱い

① 本質的要素の検討

イ 米国での分割が、日本における分割の本質的要素である以下の i 及び ii と同じ要素を備えているのであれば、日本の租税法上における分割（分割型分割）として取り扱うことができることになる。しかしながら、米国においてこれに相当する会社法制が存在せず、分割法人の有する権利・義務が分割承継法人に包括承継されないことから、日本の租税法上の分割型分割として取り扱うことは困難と考えられる。

- i 分割法人 T 社の事業に関して有する権利義務の全部又は一部が、A 社（既存会社又は新設会社）に、会社法等の法令の規定により、（個々の権利義務の移転行為を要せず）包括承継されること
- ii T 社は、別途解散・清算の手続きが取られない限り、自動的に消滅しないこと

ロ しかしながら、日本のような分割法制を有しない国における組織再編成が日本の租税法上の分割型分割に該当するか否かの判断に当たっては、「I 総論」で述べているとおり、法形式のみならず当事者の意図や実態も重視し、原則として、以下の要素を基準にして柔軟に判断するのが適当であると考えられる。

- i T 社の資産及び負債の全部又は一部が移転すること。
- ii T 社は資産及び負債の移転後も存続すること。
- iii T 社が資産及び負債の移転の対価として A 社株式の交付を受け、当該 A 社株式のすべてを直ちに T 社株主に交付すること。

（注） A 社株式が T 社株主に交付されないことについて特別な事情がある場合には、この限りでない。

iv 当事者間の契約のみならず、上記 i から iii について、裁判所の許可等、当事者以外の機関による一定の法的手続きを経て行われること。

（注） 上記の法的手続きは、当該国の公的機関によるものとするのが望ましいと考えられるが、上記 i から iii を一体として行う計画があることを前提として行われる株主総会の決議をもってこれに代わる手続きとすることも可能とすべきであろう。

② 各類型の検討

イ スピン・オフ

スピン・オフは「分社型分割（又は現物出資）+ 配当」と構成され、一般的には上記①ロ i 及び ii を満たすと考えられることから、①ロ iii 及び iv を満たすのであれ

ば、日本の租税法上の分割型分割として取り扱うことができると考えられる。

ロ スプリット・オフ

スプリット・オフは「分社型分割（又は現物出資）＋自己株式の取得」と構成されることから、「分社型分割（又は現物出資）＋配当」を想定している上記①ロ iii の要件を満たさない。したがって、日本の租税法上の分割型分割に該当しないと考えられる。

ハ スプリット・アップ

スプリット・アップは、T社が資産及び負債の移転後に消滅することから、上記①ロ ii の要件を満たさない。したがって、日本の租税法上の分割型分割に該当しないと考えられる。

(注) スプリット・アップは、「事実上の合併」のようにも見えるが、米国は合併法制を有する国であることから、これを日本の租税法上の合併として取り扱うことについては否定的にならざるを得ない。

【結論】

米国子会社 T 社を分割法人、米国法人 A 社を分割承継法人とする分割により分割対象事業の対価として T 社が取得した A 社株式の交付を受けた場合に、本事例の分割がいわゆるスピン・オフであって、上記の【検討】(2)①ロ iii 及び iv を満たすときは、本事例の分割は日本の租税法上における分割型分割として取り扱うのが適当と考えられる。

2 英国

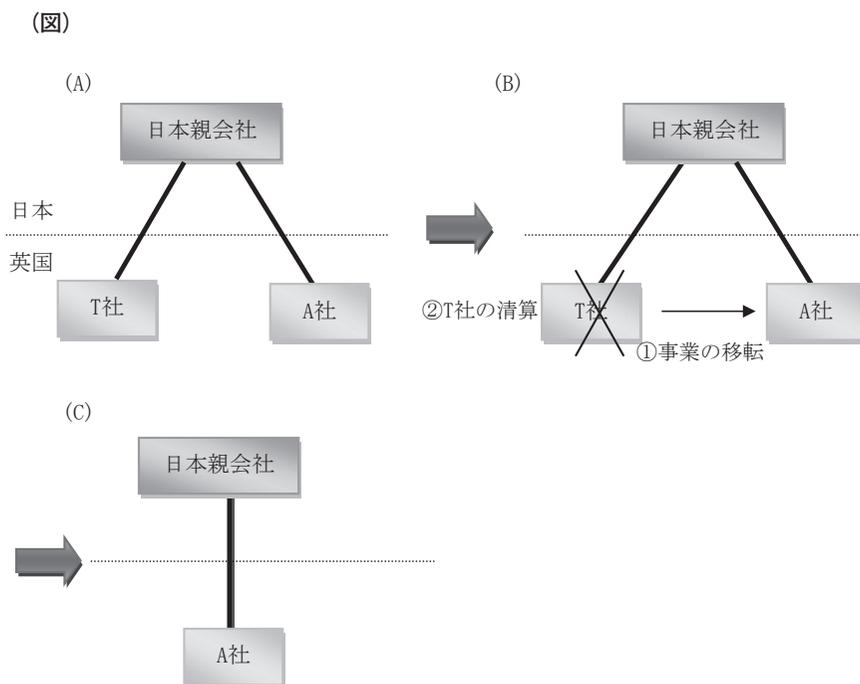
英国の合併類似再編行為（事業譲渡＋清算）

【事例】

日本親会社は、下図に示すような、英国兄弟会社（T社とA社）の統合再編を行う。T社、A社ともに日本親会社の100%子会社である。

英国会社法には、「スキーム・オブ・アレンジメント」という法律手続に基づいて行われる「Merger」制度が存在するものの、この手続きに従って「Merger」が行われることは稀である¹²。

したがって、一般的に英国会社の統合再編は、通常の株式取得、あるいは、T社がその事業（資産・負債、等）のすべてをA社に移転して、その上でT社を清算させる手法によって行われることが多い（図（B）参照）。



¹² PLC (Public Limited Company。いわゆる公開会社、上場会社) であれば「スキーム・オブ・アレンジメント」に基づく「Merger」が行われる。これに対し、上記事例にあるように、日本親会社が保有する英国子会社は、一般的にはPLCではなくLTD (Limited) である。LTDであっても「スキーム・オブ・アレンジメント」に基づく「Merger」の利用可能性がないわけではないが、この手続きには、かなりの時間とコストがかかる等の理由から、実務上利用されていないのが実情である。

本事例における T 社、A 社は、法実務上「Merger」が利用されないタイプの会社である¹³。この再編は、合併と同様の効果を得ることを目的として、「事業譲渡」と「清算」を一体的な行為として行うことがあらかじめ計画された上で実施される。T 社から A 社への事業の譲渡は、包括承継とはならないので、個別移転の形態をとる。T 社は、事業移転後速やかに解散・消滅させる。

＊ 英国法人税法上の課税繰延べ

英国税法上の「スキーム・オブ・リストラククション」の利用や、「ノーゲイン・ノーロス・ルール」の適用などにより、T 社及び T 社株主（日本親会社）に英国における課税は生じない。

【論点】

英国において行われる本事例を、日本の租税法上の合併として取り扱うことができるか。

【検討】

(1) 本事例における再編行為は、日本の合併を特徴づける本質的な法的要素を備えるものではないが、特定のタイプの会社について、英国の「Merger」制度が実務上利用されていないのが実情であるとするならば、合併法制に少なからぬ違いがあるか、合併法制がないに等しいとも考えられることから、「I 総論」で述べているとおり、法形式のみならず当事者の意図や再編の実態的な側面を重視し、以下の要素を基準にして柔軟に判断するのが適当と考えられる。

- ① T 社の資産及び負債の全部が移転すること。
- ② T 社は資産及び負債の全部の移転後速やかに解散すること。
- ③ A 社株式が T 社株主に交付されること。

(注) A 社株式が T 社株主に交付されないことについて特別な事情がある場合には、この限りではない。

- ④ 当事者間の契約のみならず、上記①から③について、裁判所の許可等、当事者以外の機関による一定の法的手続を経て行われること。

(注) 上記の法的手続きは、当該国の公的機関によるものとするのが望ましいと考えられるが、上記①から③を一体として行う計画があることを前提として行われる株主

¹³ LTD (Limited)。前頁の脚注12参照

総会の決議をもってこれに代わる手続とすることも可能とすべきであろう。

- (2) 本事例における再編行為が上記(1)①及び②の要件を満たすことは明らかである。(1)③についても、100%兄弟会社の再編であるので株式が交付されないことについて特別な事情が存する。また、(1)①から③を一体として行う計画であることを前提とした所要の株主総会決議がなされているのであれば、(1)④も満たすことになる。
- (3) なお、本事例のような効果をもつ再編行為は、① T社がA社にその事業を現物出資してA社株式を受け取り、②速やかにT社が清算して日本親会社がA社株式を受け取る、という一体的な行為によっても可能である。この現物出資と清算による再編についても、上記(1)①から④の要件を満たすのであれば、合併と同様に取り扱うのが適当と考えられる。

【結論】

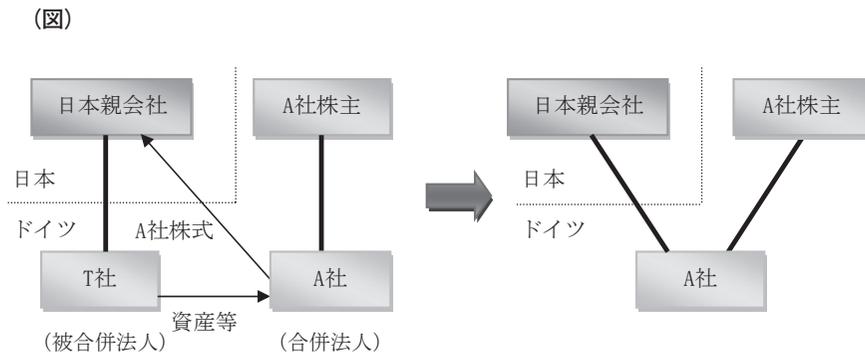
本事例における再編行為が上記(1)④の要件を満たす場合には、日本の租税法上の合併として取り扱うのが適当と考えられる。

3 ドイツ

ドイツの会社法に基づく合併

【事例】

日本親会社は、ドイツの会社法に基づき、ドイツ子会社 T 社を被合併法人、別のドイツ法人 A 社を合併法人とする合併（Verschmelzung / Fusion）により、A 社株式の交付を受ける。



【論点】

ドイツの会社法に基づく合併を、日本の租税法上の合併として取り扱うことができるか。

【検討】

(1) ドイツにおける合併の概要

① ドイツにおける合併は、日本の会社法における合併と類似した組織法行為であり、吸収合併と新設合併の2種類が存在する。ドイツ会社法における合併では、合併法人は個別に資産移転手続きを経ることなく被合併法人の資産及び負債の全てが包括承継される。

また、被合併法人は、合併後、特別な清算手続きを経ることなく自動的に消滅することとされている。

② 合併に要する法的手続きとしては、合併法人及び被合併法人のいずれにおいても、原則として株主総会決議等が要求されている。また、被合併法人の株主に交付される合併対価は、原則として合併法人株式となるが、交付される株式額面総額の10%を限

度として合併対価として現金を交付することが認められている。ただし、現金以外の種類の合併対価はそもそも会社法上認められていない。

(2) 日本の租税法上の取扱い

ドイツには合併法制が存在することから、「I 総論」で述べているとおり、ドイツ会社法上の合併が日本における合併の本質的要素である以下の①及び②と同じ要素を備えるものか否かがポイントとなる。

- ① T社の権利義務の全部が、A社（存続会社又は新設会社）に、会社法等の法令の規定により、（個々の権利義務の移転行為を要せず）包括承継されること
- ② T社は、同じく会社法等の法令の規定により、清算手続を経ることなく、自動的に消滅すること

上記(1)で述べたとおり、ドイツの会社法の合併は、被合併法人の資産及び負債のすべてが合併法人に包括承継されること、被合併法人が清算手続を経ることなく自動的に消滅することから、上記①及び②と同じ要素を備えているといえる。

【結論】

ドイツの会社法に基づく合併は、日本の租税法上の合併として取り扱うのが適当と考えられる。

(参考) ドイツの消滅分割の取扱いについて

「I 総論」にあるとおり、日本の会社法における分割の本質的要素の1つとして「T社は、別途解散・清算の手続が執られない限り、自動的に消滅しないこと」が挙げられている。この要件に当てはめると、分割法人の全ての資産・負債を2以上の会社に包括承継させた上で、分割法人が自動的に消滅する、ドイツ会社法上の「消滅分割」は我が国租税法上の分割には該当しないという問題が残る。しかしながら、ドイツ会社法上の消滅分割は、本文で述べた合併の本質的要素は充足している。合併の概念は、典型的には、2つの法人が1つの法人となる場合を想定するものであり、1つの法人が2つの法人に分かれるドイツ会社法上の消滅分割を合併として整理することについては違和感があるが、外国法制において分割として整理されている組織再編行為であっても、我が国租税法上の合併の本質的要素を充足しているのであれば、これを合併として取扱う余地もあるのではないかと考えられる。

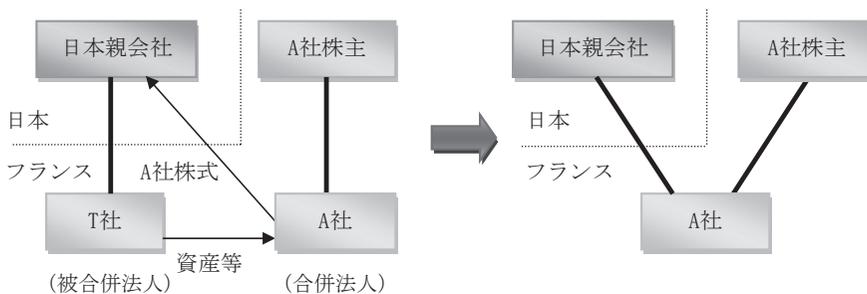
4 フランス

フランスの会社法に基づく合併

【事例】

日本親会社は、フランスの会社法に基づき、子会社 T 社を被合併法人、別のフランス法人 A 社を合併法人とする合併（Fusion）により、A 社の株式の交付を受ける。

(図)



【論点】

フランスの会社法に基づく合併を、日本の租税法上の合併として取り扱うことができるか。

【検討】

(1) フランスにおける合併の概要

- ① フランスにおける「合併（Fusion）」は、日本の会社法における合併と類似した組織法行為であり、吸収合併、新設合併の2種類が存在する。フランス会社法における合併（Fusion）では、合併法人は個別に資産移転手続きを経ることなく被合併法人の資産及び負債のすべてが包括承継される。
- ② また、被合併法人は、特別な清算手続きを経ることなく自動的に消滅することとされている。合併に要する法的手続きとしては、合併契約書を株主総会における3分の2以上の多数決で承認することとされている。

(2) 日本の租税法上の取扱い

フランスには合併法制が存在することから、「I 総論」で述べているとおり、フランスの会社法上の合併が日本における合併の本質的要素である以下の①及び②と同じ要素を備えるものか否かがポイントとなる。

- ① T社の権利義務の全部が、A社（存続会社又は新設会社）に、会社法等の法令の規定により、（個々の権利義務の移転行為を要せず）包括承継されること
- ② T社は、同じく会社法等の法令の規定により、清算手続を経ることなく、自動的に消滅すること

上記(1)で述べたとおり、フランスの会社法上の合併（Fusion）は、被合併法人の資産・負債のすべてが合併法人に包括承継されること、被合併法人が清算手続を経ることなく自動的に消滅することといった法的要素を備えているので、日本における合併の本質的要素と同じ要素を備えているといえる。

【結論】

フランスの会社法に基づく合併は、日本の租税法上の合併として取り扱うのが適当と考えられる。

（参考）フランスの消滅分割の取扱いについて

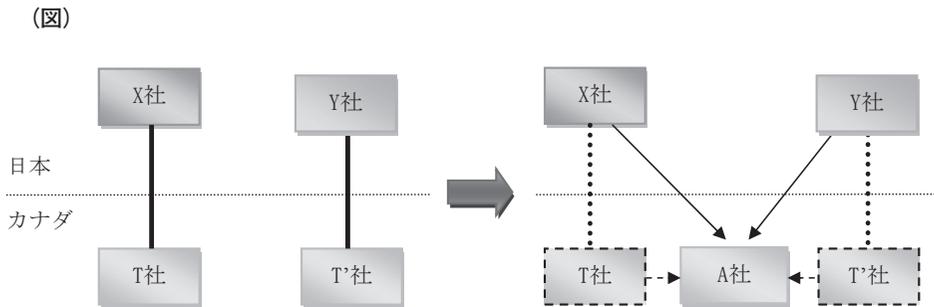
「I 総論」にあるとおり、日本の会社法における分割の本質的要素の1つとして「T社は、別途解散・清算の手続が執られない限り、自動的に消滅しないこと」が挙げられている。この要件に当てはめると、分割法人の全ての資産・負債を2以上の会社に包括承継させた上で、分割法人が自動的に消滅する、フランス会社法上の「消滅分割」は我が国租税法上の分割には該当しないという問題が残る。しかしながら、フランス会社法上の消滅分割は、本文で述べた合併の本質的要素は充足している。合併の概念は、典型的には、2つの法人が1つの法人となる場合を想定するものであり、1つの法人が2つの法人に分かれるフランス会社法上の消滅分割を合併として整理することについては違和感があるが、外国法制において分割として整理されている組織再編行為であっても、我が国租税法上の合併の本質的要素を充足しているのであれば、これを合併として取扱う余地もあるのではないかと考えられる。

5 カナダ

カナダの会社法に基づく Amalgamation

【事例】

カナダ法人 T 社, T' 社がカナダ会社法¹⁴に定める Amalgamation により統合する。T 社, T' 社には日本法人株主が存在する。(下図においては, T 社, T' 社はそれぞれ, 日本法人 X 社, Y 社の100%子会社となっている)



【論点】

カナダの会社法に基づく Amalgamation を, 日本の租税法上の合併として取り扱うことができるか。

【検討】

(1) カナダ会社法上の Amalgamation の概要

① 定義

カナダ会社法上, Amalgamation とは, 2 以上の法人 (以下「T 社及び T' 社」という。) を 1 の新設法人 (以下「A 社」という。) に統合する取引をいう。

T 社及び T' 社は Amalgamation 後も存続するが, 事業活動上及びカナダ会社法上は 2 社 (又はそれ以上) があたかも 1 つの法人 (A 社) であるかのようにみなされる。

¹⁴ 本ペーパーにおいては連邦法 (Canada Business Corporations Act) を前提としている

② 効果

カナダ会社法上の Amalgamation の効果は以下のとおりである。

- T社及びT'社は Amalgamation 後も消滅せず存続するが、事業活動上及びカナダ会社法上は2社（又はそれ以上）があたかも1つの法人（A社）であるかのようにみなされる。
- Amalgamation においては、T社及びT'社からA社へ資産、負債は移転しないが、A社に帰属するものとされる。
- A社はT社及びT'社が負っていた義務を負う。
- T社及びT'社が起こした又はT社及びT'社に対して起こされた民事、刑事、行政訴訟に影響はなく、A社が起こした又はA社に対して起こされたものとして継続する。
- T社及びT'社に対して下された判決、命令等はA社に適用される。
- T社及びT'社の株式は、発行済株式数を調整し、A社株式へ“convert”される¹⁵。

(2) 日本の租税法上の取扱い

カナダ会社法上の Amalgamation は、「I 総論」で述べているとおり、日本における合併の本質的要素である以下の①及び②と同じ要素を備えるものか否かがポイントとなる。

- ① T社の権利義務の全部が、A社（存続会社又は新設会社）に、会社法等の法令の規定により、（個々の権利義務の移転行為を要せず）包括承継されること
- ② T社は、同じく会社法等の法令の規定により、清算手続を経ることなく、自動的に消滅すること

カナダ会社法上の Amalgamation においては、T社及びT'社の資産・負債はA社に移転せず、また、T社及びT'社は消滅しないなど、一見、日本の会社法上の合併の本質的要素を備えていないようにも思われる。

しかしながら、Amalgamation 後はT社及びT'社の権利義務はすべてA社に帰属すること、複数のT社及びT'社があたかも1つの法人であるかのように活動すること、Amalgamation 後、T社及びT'社は消滅はしないもののA社から独立して存在し得ないこと等、実質的に、包括承継や自動消滅と同様の効果が生じていると言える。

¹⁵ 例外として、親会社と100%子会社の Amalgamation の場合、子会社の株式は消却される。また、同一の法人に100%保有されている子会社同士の Amalgamation の場合、一社を除く子会社の株式は消却される

【結論】

カナダの会社法に基づく Amalgamation は、日本の租税法上の合併として取り扱うのが適当と考えられる。

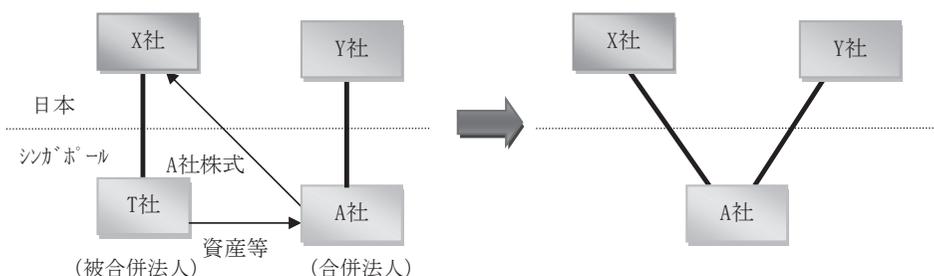
6 シンガポール

シンガポールの会社法に基づく合併

【事例】

シンガポール法人 T 社, A 社がシンガポール会社法に定める Amalgamation (以下「合併」という。)により統合する。T 社, A 社には日本法人株主が存在する。(下図においては, T 社, A 社はそれぞれ, 日本法人 X 社, Y 社の100%子会社となっている。)

(図)



【論点】

シンガポールの会社法に基づく合併を, 日本の租税法上の合併として取り扱うことができるか。

【検討】

(1) シンガポールの会社法上の合併の概要

① 定義及び種類

日本の会社法上, 吸収合併(会社が他の会社とする合併であって, 合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるもの)と新設合併(二以上の会社がする合併であって, 合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるもの)とが規定されている。

シンガポールの会社法も同様に, 吸収合併と新設合併の2つを認めている(シンガポール会社法215A条)。

② 効果

日本の会社法上の合併においては, ①存続会社または新設会社は, 消滅会社の権利

義務を包括的に承継し、②吸収合併の場合には消滅会社が、新設合併の場合には合併当事会社全部が解散するし、この場合清算手続は行われず、消滅会社は（合併）解散すると同時に消滅する点が特徴的であると考えられる。

シンガポールの会社法上も、被合併会社（消滅会社）から合併会社（存続会社）に対し、すべての権利義務関係が、個々の権利関係の移転手続を必要とせずに包括的に移転する（シンガポール会社法215G条(c)号、同(d)号）。また、被合併会社（消滅会社）は清算手続を経ずに消滅する。

(2) 日本の租税法上の取扱い

シンガポールには合併法制が存在することから、「I 総論」で述べているとおり、シンガポールの会社法上の合併が日本における合併の本質的要素である以下の①及び②と同じ要素を備えるものか否かがポイントとなる。

- ① T社の権利義務の全部が、A社（存続会社又は新設会社）に、会社法等の法令の規定により、（個々の権利義務の移転行為を要せず）包括承継されること
- ② T社は、同じく会社法等の法令の規定により、清算手続を経ることなく、自動的に消滅すること

上記(1)で述べたとおり、シンガポールの会社法上の合併は、被合併法人の資産・負債のすべてが合併法人に包括承継されること、被合併法人が清算手続なく自動的に消滅することといった法的要素を備えているので、日本における合併の本質的要素と同じ要素を備えているといえる。

【結論】

シンガポールの会社法に基づく合併は、日本の租税法上の合併として取り扱うのが適当と考えられる。

〔別添1〕

国際的組織再編等課税問題検討会 専門部会 名簿

(座長)

小田嶋 清 治 税理士

(座長代理)

諸 星 健 司 税理士

(委員)

石 原 恵 KPMG 税理士法人 パートナー 税理士

佐々木 浩 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
マネージングディレクター 税理士関 谷 浩 一 新日本アーンストアンドヤング税理士法人
パートナー 税理士高 島 淳 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
パートナー 公認会計士・税理士南 波 洋 新日本アーンストアンドヤング税理士法人
エグゼクティブディレクター 公認会計士

西 村 美智子 税理士法人トーマツ パートナー 税理士

長谷川 芳 孝 税理士法人トーマツ パートナー 公認会計士・税理士

山 岸 哲 也 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
パートナー 公認会計士・税理士

吉 見 聡 KPMG 税理士法人 パートナー 税理士

(氏名50音順, 敬称略)

〔別添2〕

国際的組織再編等課税問題検討会 名簿

(平成24年4月時点)

		会社名・所属・役職等		氏名(敬称略)
顧問		東京大学 法学部	教授	増井 良啓
実務家・研究者	座長		税理士	小田嶋 清治
	座長代理		税理士	諸星 健司
	研究者 (氏名50音順)	立教大学 法学部	准教授	浅妻 章如
		一橋大学大学院 国際企業戦略研究科	准教授	吉村 政徳
	税理士 (氏名50音順)		税理士	遠藤 克博
		税理士法人 プライスウォーターハウスクーパース	マネージングディレクター 税理士	佐々木 浩
			税理士	中村 慈美
	税理士法人 (会社名50音順)		税理士	山田 彰宏
		KPMG 税理士法人	パートナー 税理士	石原 恵
			パートナー 税理士	吉見 聡
		新日本アーンストアンドヤング 税理士法人	パートナー 税理士	関谷 浩一
			エグゼクティブディレクター 公認会計士	南波 洋
		税理士法人 トーマツ	パートナー 税理士	西村 美智子
			パートナー 公認会計士・税理士	長谷川 芳孝
税理士法人 プライスウォーターハウスクーパース	パートナー 公認会計士・税理士	高島 淳		
	パートナー 公認会計士・税理士	山岸 哲也		
弁護士		弁護士・公認会計士	北村 導人	
		弁護士	采木 俊憲	
会員企業 (会社名50音順)	伊藤忠商事株式会社	経理部税務室長	佐藤 勝徳	
	キャノン株式会社	グローバル財務経理統括センター 税務担当部長	菖蒲 静夫	
	新日本製鐵株式会社	財務部 部長代理	合間 篤史	
	大和証券株式会社	IBソリューション部 ソリューション課 副部長	高山 茂樹	
	武田薬品工業株式会社	経理部シニアマネジャー(税務)	松尾 陽一	
	株式会社東芝	財務部 税務担当 グループ長	古田 洋	
	東レ株式会社	経理部 税務担当部長	栗原 正明	
	トヨタ自動車株式会社	渉外部 第一渉外室 担当課長	肥田 敬	
	日本たばこ産業株式会社	経理部 税務室長	仲谷 修	
	野村ホールディングス株式会社	財務部 グループ・タックス・マネジメント ヴァイス・プレジデント	久保 豪士	
	パナソニック株式会社	経理グループ 国際税務チーム主事	西澤 裕之	
	株式会社みずほコーポレート銀行	主計部税務チーム 次長	国吉 一弘	
	株式会社三井住友銀行	財務企画部 上席部長代理	田中 鉄男	
	三井物産株式会社	経理部 税務統括室長	今井 亮	
	三菱商事株式会社	主計部 税務担当部長	岩井 哲	
	株式会社三菱東京UFJ銀行	企画部 主計室 上席調査役	高田 茂	
協会事務局	公益社団法人 日本租税研究協会	専務理事	秦 邦昭	
		事業部長	村上 正史	